

保育の必要量の区分について

2号認定・3号認定は、保護者等の就労状況によって「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に区分されます。

保育の必要性の区分	就労状況	利用可能な時間
保育標準時間	保護者のいずれもフルタイムで就労 (月120時間以上の就労)	11時間
保育短時間	保護者の両方またはいずれかがパートタイムで就労 (月64時間以上120時間未満の就労)	8時間

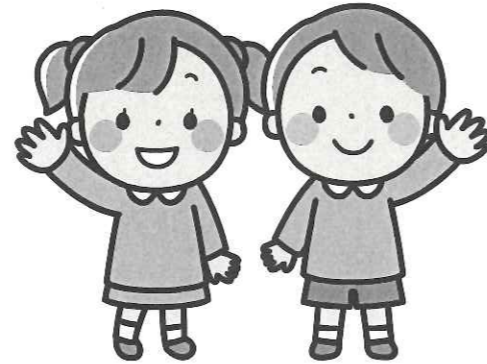
利用者負担額(保育料)について

1号認定、2号・3号認定(保育標準時間、保育短時間)で基準が異なります。利用者負担額は、保護者の市町村民税額と4月1日現在のお子さんの年齢により決定します。なお、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

入所(園)継続をする場合

保育所(園)、認定こども園に入所中の場合は、入所継続を確認するための現況届が必要です。保育の必要な理由に応じて、就労証明書や病気の診断書等により、引き続き保育が必要であることを確認します。

入所している施設を通して配布しますので、必ず提出してください。



問い合わせ こども未来課 こども育成係 ☎68-1119

発表!!  
**よい歯の子**  
(378)

平成30年7月18日に3歳児健診を受診されたお子さんの中で、むし歯のなかったよい歯の子を紹介いたします。これからもよい歯を大切にしましょう。

椎谷 ありちゃん  
大町 朱莉ちゃん

文谷 あゆのちゃん  
萩 彩乃ちゃん

赤羽 えまちゃん  
羽石 依馬ちゃん

石下 みほちゃん  
大久保美穂ちゃん

上根 けんたちゃん  
山田 健太ちゃん

椎谷 ひなちゃん  
眞栄城陽愛ちゃん

市橋 あきとちゃん  
林 暁都ちゃん

赤羽 かなちゃん  
松本 菜奈ちゃん

赤羽 みゆちゃん  
福田 みゆちゃん

# 平成31年度 保育所(園)・認定こども園入所児童を募集

平成31年4月からの保育所(園)、認定こども園(保育部分)の入所児童を募集します。

対象児童

本町に住所があり、保護者が次のいずれかの理由に該当し、保育を必要とする児童。

「保育の必要な理由」

- ◇就労(※月64時間以上の就労) ◇妊娠・出産 ◇保護者の疾病や障害
- ◇親族の介護・看病 ◇災害復旧 ◇求職活動(※認定期間90日)
- ◇就学 ◇虐待やDVのおそれ ◇育児休業中に継続利用が必要な場合等



申し込み方法

※認定こども園等の幼稚園部分(1号認定)を利用する場合は、施設へ直接お申し込みください。

申込書類に必要な証明書等を添付のうえ、受付期間に提出してください。

申込書等は、こども未来課、各保育所(園)または認定こども園で配布します。

受付期間

9月3日(月)から10月31日(水)まで

受付場所

こども未来課・町内各保育所(園)または認定こども園

町内施設一覧

施設名	公・私	利用定員	所在地	対象児童	電話番号
杉山保育所	公立	60名	杉山692-1	6ヶ月～	68-0156
市橋保育所	公立	80名	市橋1777-1	6ヶ月～	68-0069
赤羽保育園	私立	120名	赤羽2634-2	2ヶ月～	68-0142
かみねの森保育園	私立	60名	上根449-7	2ヶ月～	68-5788
(認)市貝たいよう幼稚園	私立	150名	市橋1096	2ヶ月～	67-1101

※1号定員90名 2・3号定員60名

支給認定について

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、新規入所申し込みとあわせて、年齢や保育の必要量に応じた支給認定を受ける必要があります。

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育を必要とする場合(保育の必要なし)※施設へ直接お申し込みください	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の子どもで「保育の必要な理由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所(園) 認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで「保育の必要な理由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所(園)等(※) 認定こども園

※家庭的保育・小規模保育・事業所内保育を含む  
30.8.25